

海岸保全施設整備事業	事業主体 県	所管課班 農村防災対策室防災対策班
------------	--------	-------------------

趣 旨

津波、高潮、侵食等の自然災害の被害から背後農地を防護するための工事を実施するとともに、海岸環境を整備し、海岸利用の推進を図る。

事業内容

1 高潮対策

高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

2 侵食対策

波浪による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。

3 海岸耐震対策

地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施する。

- (1) 堤防・護岸等の耐震性能調査
- (2) 堤防・護岸等の耐震対策

4 津波・高潮危機管理対策

津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を行う。

5 海岸環境整備

国土保全との調和を図り、国民の休養の場としてその利用に供するため豊かで潤いのある海岸環境の整備を行う。

6 海岸堤防等老朽化対策（海岸メンテナンス事業）

- (1) 長寿命化計画の策定又は変更
 - ① 海岸保全施設の機能診断
 - ② 診断結果を踏まえた長寿命化計画の策定又は変更
- (2) 老朽化対策等
 - ① 海岸保全施設の老朽化等調査
 - ② ①の調査結果を踏まえた老朽化対策等計画の策定
 - ③ ②の老朽化対策等計画に基づいて実施する老朽化対策等工事

採 択 要 件

1 高潮対策

1 km当たりの防護面積 5 ha以上又は防護人口50人以上で総事業費1億円（離島にあっては5,000万円）以上。

2 侵食対策

1 km当たりの防護面積 5 ha以上又は防護人口50人以上で総事業費1億円（離島にあっては5,000万円）以上。

3 海岸耐震対策

都道府県が行うもの5,000万円以上。

4 津波・高潮危機管理対策

一連の防護区域を有する海岸毎に、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。
都道府県が行うもの5,000万円以上。

5 海岸環境整備

(1) 海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー、海洋・水産センター等の施設のある地域又はそれらの施設等が計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明、進入路、通路、緩衝帯としての緑地・広場、その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設若しくは改良を行う事業で総事業費が1億円以上。

(2) 広域的な一連の海岸において、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、(1)で定めた施設等の新設又は改良を行う事業で総事業費が1億円以上。

(3) 侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸で、総事業費が1億万円以上。

(4) 国指定文化財等の保護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良、国立公園内等の保全・再生を図るために既存海岸保全施設の改良を行う海岸で、総事業費が1億円以上。

(5) 海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸で、階段工、安全情報伝達施設等を整備する事業で、総事業費が1億円以上。

(6) ①汚染の著しい海域において行うバード等の除去で、総事業費が1億円以上。

②海岸保全区域内において行う放置座礁船の処理で、総事業費が5,000万円以上。

6 海岸堤防等老朽化対策（海岸メンテナンス事業）

都道府県が行うもの5,000万円以上。

事業主体 県

負担割合	区 分	国	県	市町村	その他	備 考
県 営	高潮対策	50(55)	50(45)	—	—	()は離島
	侵食対策	50(55)	50(45)	—	—	()は離島
	海岸耐震対策	50(55)	50(45)	—	—	()は離島
	津波・高潮危機管理対策	50	50	—	—	
	海岸環境整備	1/3	2/3	—	—	
	海岸堤防老朽化対策	50(55)	50(45)	—	—	()は離島